

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度川島町情報公開及び個人情報保護審議会 第2回会議	
開 催 日 時	平成27年3月26日（木） 午後3時～4時10分	
開 催 場 所	川島町役場別館第1会議室	
議 題	(1) 会議の公開等について (2) 報告事項 ・ 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について ・ マイナンバー制度及び特定個人情報保護について (3) その他	
公開・非公開の別	公 開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	吉田 豊子、矢内 大介、田中 壽男、牛村 節子、福島 彰 佐々木 美代子、爲谷 健一、森田 智博、三井 俊秀
	事務局職員	総務課 粕谷 克己、江間 裕一、三角 和徳
配 布 資 料	資料1 平成26年度 川島町情報公開制度及び個人情報保護制度の 運用状況 資料2 総務省の番号制度導入資料（抜粋） 資料3 番号法（制度概要）研修資料	

審議会等の内容・概要

1 開会

- 2 あいさつ 三井 俊秀 会長
飯島 和夫 町長

3 議事

(1) 会議の公開等について

- ・会議の公開については、個人情報を含む内容の審議ではないことから公開と決定した。
- ・会議録記録方法については、会議録は発言者の名前は記載せず、発言内容ごとに要点記録とすることとした。
- ・会議録署名委員については、会長の指名により、牛村節子委員及び福島彰委員に決定した。

(2) 報告事項

- ・情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

事務局より、資料1に基づき、平成26年度の申請件数等について説明。

【委員】不開示とした案件はどういった事案か。

【事務局】1件は刑事裁判の告発文についての開示請求であり、当該情報が刑事訴訟法に規定がある「訴訟に関する書類」に該当すること、当該事件が未終結の事案であることから不開示とした。

なお、刑事訴訟法第53条の規定により、事案の終結後、裁判所又は検察庁において、訴訟記録の閲覧が可能であることを決定通知書に記載した。

もう1件は、町内の中学校からの事故報告書についての開示請求であり、当該文書が存在しないため、不開示としている。

※資料の記載内容に誤りがあったため、修正を依頼。

- ・マイナンバー制度及び特定個人情報保護について

事務局より、資料2、資料3に基づき、マイナンバー制度の概要、導入によるメリット、今後の町のスケジュール等について説明。

マイナンバー制度の導入に伴い、特定個人情報の保護を手厚くするため、個人情報保護条例の改正又は新規条例の制定が必要となる。条例の案については、埼

玉県及び埼玉県町村会から参考に送付されたものがあり、それらを元に川島町の条例を整備していく予定である。

条例は、平成27年9月議会に上程する予定であるが、その前に審議会において意見をいただきたいと考えている。

【委員】これまでの住民情報等に用いていた番号（住民票コード）と新しく付番される番号の整合性はあるのか。

【事務局】新しく付番される個人番号は、これまでのいずれの番号とも異なるものであると聞いている。

【委員】マイナンバー制度導入に当たって、デメリットを教えてください。

【事務局】個人番号を用いた個人情報の追跡、名寄せ、突合が行われることにより、個人情報が集積、集約されて外部漏えいするのではないかと、国家により情報が一元管理されるのではないかと懸念がある。

こうした懸念に対して、システム面では、個人情報の分散管理、アクセス制御、通信の暗号化等による保護措置が行われる。また、制度面では、番号法に特定個人情報の収集、保管、ファイル作成の禁止等の規定が設けられている。

【委員】条例の制定について、今後のスケジュールを教えてください。

【事務局】総務省から示されたスケジュールによると、個人番号の本格的な利用は平成28年1月から開始する予定であるが、平成27年10月までに条例を整備するとされている。このため、平成27年9月議会に条例を上程する予定である。

議会に上程する前に、審議会において概要を説明し、意見をいただきたいと考えている。議案の審議は議会が行うので、この審議会では一般的な感覚での意見をいただければと思う。

【委員】マイナンバー制度において、自分の情報を確認することはできるのか。

【事務局】マイ・ポータルというサイトが設置され、自分に関する情報を確認することができる。

【委員】マイ・ポータルでは、一人ひとりに合った行政機関からのお知らせを表示することもできる。例えば、予防接種や何らかの申請の対象者であることを知らせ、手続を促すことができる。また、近隣でオレオレ詐欺があった場合に、注意するよう知らせることもできる。

【委員】個人番号カードは、子どもにも発行されるのか。また、カードが交付されても制度を知らないと使用しないと思うが。

【委員】個人番号カードは、住民基本台帳に記載されている住民に交付されるので、大人、子ども関係なく交付されると思われる。また、本人の申請に基づいて交付されるので、交付の際に利用方法等を知らせる必要があると思う。

【委員】住民への周知はどのように行うのか。

【事務局】町の広報、ホームページ、かわべえメール等により行う予定である。

【委員】マイナンバー制度の導入、運用していくに当たって、システムについて高度な知識を持った職員を雇い入れる予定はあるのか。

【委員】システム面については、職員の知識だけでは対応できないので、基本的には業者に委託することになる。個人情報扱うことになるので、情報の漏えい等がないよう、個人情報の取扱いについても契約書に記載する。

システムに詳しい職員を確保していく必要もあるが、人員が削減されている状況で専門職員を雇うのは難しいところである。


なお、4月から町のシステムが入れ替わるが、そのシステムは埼玉県町村会が一括受託し、県内町村のほとんどが順次同じシステムを導入している。

この形式であれば、県内町村でシステム導入及び運用の負担を分散することができ、それぞれの町村で新たに職員を雇い入れる必要がない。

4 その他 事務局から事務連絡

【事務局】今年度をもって、現在の委員の任期は満了となる。次回の審議会は、改めて委員を委嘱した上で開催する。

5 閉会 吉田副会長

署名	福島 彰 
	牛村 節子 